

扶養対象児童申告書

平成22年度税制改正により、所得税・個人住民税の扶養控除について、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(以下「年少扶養控除等」といいます。)が廃止されました。

このことに伴い、**国分寺市では、所得税が増額されることによる保育費への影響がないよう、年少扶養控除等の廃止前の旧税額の計算方法により保育費を算定する予定です。**

つきましては、旧税額を算定するために必要ですので、**平成23年12月31日時点**における、0歳から15歳までの児童、16歳から18歳までの児童の扶養状況を申告願います。

点線部分は、父、母等の氏名を記載ください。

	0歳～15歳の扶養対象児童名	16歳～18歳の扶養対象児童名
氏名(父)		
氏名(母)		
氏名(祖父・祖母)		

記入上の注意

この申告書は、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を算出するため必要ですので、0歳～15歳、16歳～18歳(平成23年12月31日時点)の児童がいる場合は、必ず御記入願います。

父、母どちらの扶養にするかは、源泉徴収票等の「控除対象扶養親族の数」及び「16歳未満扶養親族」の欄を御参照ください。

祖父等が扶養する場合は、祖父又は祖母に をし、右欄に児童名を御記載ください。